

四国中央市ハンドル型電動車椅子購入費補助金交付要綱

令和5年3月30日

告示第45号

(目的)

第1条 この告示は、運転免許証の自主返納を行った高齢者がハンドル型電動車椅子の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で四国中央市ハンドル型電動車椅子購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、高齢者の運転免許証の返納の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証であって、有効期間を満了していないものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4第2項の規定による取消しを受け、運転免許証を返納することをいう。
- (3) 高齢者 満65歳以上の者をいう。
- (4) ハンドル型電動車椅子 日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）T9208に適合するハンドル型電動車椅子をいう。
- (5) 取消通知書 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の9第4項の規定により交付される通知書をいう。
- (6) 運転経歴証明書 道路交通法第104条の4第6項の規定により交付される証明書をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する高齢者のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 運転免許証の自主返納を行った者
- (2) 市税等の滞納（猶予を除く。）がない者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、ハンドル型電動車椅子（市内の販売店で購入したものに限る。）の購入に要する経費と2万円のいずれか少ない額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、一補助対象者につきハンドル型電動車椅子1台とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 取消通知書又は運転経歴証明書の写し
- (2) 領収書の写しその他のハンドル型電動車椅子の購入に要する経費を証する書類
- (3) 購入したハンドル型電動車椅子の写真
- (4) 購入したハンドル型電動車椅子の型番、車体番号等が確認できる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と決定したときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付することが不適当と決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者は、補助金交付請求書（様式第4号）により市長に請求しなければならない。

(取消し及び返還)

第8条 市長は、虚偽その他不正の手段によって補助金の交付を受けたものと認めた場合は、補助金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

補助金交付申請書

年 月 日

四国中央市長 様

住所
氏名
電話番号

補助金の交付を受けたいので、四国中央市ハンドル型電動車椅子購入費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 ハンドル型電動車椅子の購入額 円

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 取消通知書又は運転経歴証明書の写し
- (2) 領収書の写しその他のハンドル型電動車椅子の購入に要する経費を証する書類
- (3) 購入したハンドル型電動車椅子の写真
- (4) 購入したハンドル型電動車椅子の型番、車体番号等が確認できる書類
- (5) 市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった補助金について、下記のとおり交付することと決定したので、四国中央市ハンドル型電動車椅子購入費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

交付決定額 円

補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで交付申請のあった補助金について、下記のとおり交付しないことと決定したので、四国中央市ハンドル型電動車椅子購入費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 不交付の理由

補助金交付請求書

年 月 日

四国中央市長 様

住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった補助金について、四国中央市ハンドル型電動車椅子購入費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付請求額 円
- 3 振込先

金融機関名			
支店名			
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

備考 振込先の口座名義は、請求者本人の口座に限ります。